

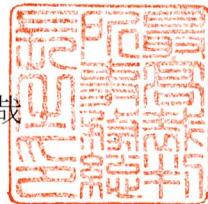
最高裁秘書第2203号

令和4年7月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



司法行政文書開示通知書

令和4年5月16日付け（同月19日受付、第040150号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「統計資料3 苦情申出に関する事務の実施状況について」（期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

統計資料3 苦情申出に関する事務の実施状況について
(期間:令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

前年度からの繰越	苦情申出件数						苦情申出を受けての最高裁判所の判断等						備考				
	原判断庁		苦情申出の理由				苦情申出を受けてから委員会に諮問した日までの期間										
	最高裁判所	下級裁判所	不開示情報	文書不存在	存否応答拒否	その他	諮問	30日以内	30日超3月以内	3月超6月以内	6月超1年以内	1年超	是正	(苦情申出その他取扱い等)			
8	121	60	61	24	85	6	11	122	120	108	12	0	0	0	1	1	7

前年度からの繰越	答申件数	答申を受けての最高裁判所の判断等						備考					
		最高裁判所の判断			委員会の答申を受けてから判断までの期間								
		原判あるとしめたもの	原判当でないとしめたもの	原判なないとしめたもの	原判なないとしめたもの	(苦情申出その他取扱い等)	30日以内	30日超3月以内	3月超6月以内	6月超1年以内	1年超		
12	119	116	111	4	1	0	116	0	0	0	0	15	